

記載要領等	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項適用分）
-------	--

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 6 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から 2 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

《記載要領等》

- 1 この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、本文の「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中、「令和__年__月__日」には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 3 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。
 - イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 4 「特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載

＜特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項適用分） 記載要領等＞

してください。

- 5 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記 3 (3)に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。